

厚生労働省 ICT 利活用推進チーム提案の フォローアップ結果

平成 31 年 2 月

厚生労働省 ICT 利活用推進本部

目次

1. ICT 利活用推進本部の設置と検討経緯	1
2. 推進チームにおける検討結果	3
(1) グループ1の検討結果の概要	3
(2) グループ2の検討結果の概要	4
(3) グループ3の検討結果の概要	7
(4) グループ4の検討結果の概要	10
3. 厚生労働省における ICT 利活用推進施策	12
(1) 電子申請・審査の効率化、手続の簡素化	12
①労働安全衛生業務における電子申請・審査の推進	12
②年金業務等における電子申請・審査の推進	12
③雇用保険業務における電子申請・審査の推進	14
④労働保険業務における電子申請・審査の推進	14
⑤好事例の収集・横展開を通じた電子申請・審査の推進	14
(2) 地方自治体との情報共有・交換の推進、厚生労働行政における ICT ガバナンスの強化	15
①地方自治体－厚生労働省間のポータルサイトの構築	15
②厚生労働省における ICT 利活用推進方針の職員への周知・浸透	15
③ICT 関連プロジェクト・スタートアップガイドの作成・浸透	16
④ICT 関連プロジェクトの企画・予算に関する PMO 権限の強化	16
⑤ICT 人材の育成	17
⑥ICT 関連プロジェクトの実施段階での課題分析	17
(3) 厚生労働省における ICT を通じた業務効率化	17
①ペーパーレスの更なる推進	17
②RPA の導入	18
③ICT を活用した健康経営の推進	18
④ICT を活用したスケジュール管理の推進	18
⑤ICT を活用した人事管理の推進	19
(4) 医療・介護・福祉分野における ICT 利活用・ビッグデータの活用	19
①乳幼児期・学童期における健康情報の連携の推進	19
②医療機関における ICT を通じた情報連携の推進	19
③医療データのデータベースの整備・利活用の推進	19
参考資料1：ICT 利活用推進本部の組織・開催経緯	21
参考資料2：ICT 利活用推進チーム・メンバー	22
参考資料3：用語解説	24

1. ICT 利活用推進本部の設置と検討経緯

- ICT 利活用推進本部（以下「推進本部」という。）は、厚生労働行政の各分野において、ICT*を最大限活用することにより、正確かつ効率的な社会保障給付の実現、分野横断的な業務プロセスの効率化、国民の利便性向上及び関連データの積極的な有効活用を図るため、平成 30 年 1 月 31 日に設置された。
- 推進本部は、ICT の利活用推進に向けた取組を厚生労働省一丸となって推進するため、厚生労働大臣を本部長、厚生労働副大臣を副本部長、厚生労働大臣政務官、事務次官、厚生労働審議官（厚生労働省 CIO*）、医務技監及び官房長を本部員として構成された。あわせて、推進本部の下に、ICT 利活用推進チーム（以下「推進チーム」という。）を設置し、関連するテーマについて具体的かつ実践的な検討を行うこととした。
- 推進チームの設置に当たっては、ICT 利活用の推進に向けて、既存の発想にとられない柔軟な検討を行うため、職員公募に基づき、ICT の利活用について知見を有する厚生労働省職員又は ICT の利活用が見込まれる厚生労働分野の現場の業務実態に精通した厚生労働省職員の参加を求めた。職員公募の結果、幅広い部局・職種から、課長補佐級以下の若手職員を中心に応募があった。
- 推進チームは、公募職員を中心とした厚生労働省職員並びに内閣官房番号制度推進室職員及び内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室職員の合計 30 名で構成された。なお、推進チームは、検討に当たっては、総務省関係部局の職員や厚生労働省 CIO 補佐官の助言を得ることとした。
- 推進チームは、ICT 利活用推進に関する関連テーマごとに具体的な検討を行うため、以下の 4 つのグループを結成し、平成 30 年 2 月～7 月にかけて、各グループにおいて週 1 回程度のペースで検討を行った。
 - ①グループ 1：電子申請・審査の効率化、手続の簡素化
 - ②グループ 2：地方自治体－厚生労働省における情報共有の効率化・対話推進、厚生労働行政における ICT ガバナンス
 - ③グループ 3：厚生労働省における ICT を通じた業務効率化
 - ④グループ 4：医療・介護・福祉分野における ICT 利活用・ビッグデータ*の活用
- こうした推進チームの 4 つのグループの検討結果が平成 30 年 7 月 30 日の第 2 回 ICT 利活用推進本部で報告され、本部長である厚生労働大臣及び副本部長である厚生労働副大臣より、運用改善ですぐに取り込むことのできるものは直ちに取り組むとともに、予算への反映など必要な対応を検討するようにとの指示があった。この

指示に沿って、厚生労働省の各担当部局において、推進チームの検討結果を踏まえた ICT 利活用推進策の検討や実行が進められた。

- 本フォローアップ結果は、推進本部や推進チームにおける議論を踏まえつつ各担当部局が検討・実行した ICT 利活用推進施策をとりまとめたものである。

2. 推進チームにおける検討結果

第2回推進本部（平成30年7月30日）で報告された、推進チーム内の4グループにおける検討結果の概要をまとめると、以下のとおりとなる。

（1）グループ1（電子申請・審査の効率化、手続の簡素化）の検討結果の概要

- 近年、厚生労働分野における電子申請・審査等のシステムの整備が進んできているが、一方で、現状では、電子申請・審査が十分に活用されていない状況である。これは、申請者である国民や事業主からすると、紙の方がわかりやすいとの意見があるとともに、行政職員の側でも、仮に電子申請が行われても結果として様々な紙媒体での審査やチェックが必要であるために、紙媒体の方が事務処理が容易であるとの意識があるためだと考えられる。
- こうした状況を打開するため、紙で申請されても、事後的に電子化すれば良いのではないかとの意見もあるが、このような取扱いを行うと、入力誤り等のヒューマンエラーや、入力のための負担増加・業務効率の低下を起こす可能性が生じてしまう。このため、こうしたリスクを回避し、電子申請・審査を推進するためには、申請段階での電子化の推進が重要になる。
- 一方、現状では、上記のような形で、電子申請が進んだとしても、その後の形式審査や内容審査がシステムで自動化できていないため、審査に手間や時間を要することになってしまう。このため、業務に応じた形式審査の合理化を図るとともに、内容審査の大胆な合理化やAI*化を推進することが必要である。
- 電子申請・審査の効率化・簡素化は、以下の3段階が考えられるところであり、各業務の電子申請・審査の進捗度に応じて、具体的な推進策を検討していくことが必要である。
 - ・ステップ1：帳票印刷機能の整備
手書きで記載されている届出・申請等帳票について、帳票印刷機能を整備することにより、入力時のチェックが行えるとともに、過去入力内容の再利用を通じて利用者の利便性の向上が図られることで、電子申請の拡大にもつながる。
 - ・ステップ2：e-Gov*やマイナポータル*等との連携を通じた電子申請
電子申請の対象業務を拡大するとともに、添付書類や手続内容の整理等を通じて、手続の合理化を図っていく。
 - ・ステップ3：電子申請・審査の更なる合理化
AI化の推進や、利用者への応答などの自動処理の拡充などを通じて、電子申請・審査の更なる合理化を図っていく。
- 業務ごとに電子申請・審査の進捗度は異なっていることから、当該業務の進捗度

に応じて、上記のステップを進めるための具体策を進めていくことが重要である。

このため、こうした具体化の一環として、申請の電子化が進んでいない業務については、まずは試行実施として、ICT を利活用して、届出・申請等帳票について形式審査済み帳票を印刷できる入力支援サービスの実施を検討してはどうか。この入力支援サービスでは、ICT の利活用によって、利用者は過去データの再利用が可能になり、帳票作成が容易になるとともに、形式審査が自動化され、審査の効率性が向上することになる。また、クラウド*システムとして整備することによって、安価・迅速な対応が可能になるというメリットも生じる。

さらに、入力が簡易になるという利用者にとっての利便性が生じるために、次回以降、利用者が電子申請自体の利用に抵抗感を感じなくなるという効果も期待できる。

- こうした試行実施や効果検証の結果も踏まえて、今後、電子申請・審査の対象業務の拡大に向けた洗い出しと、内容審査の電子化の検討を行うべきである。

(2) グループ2（地方自治体－厚生労働省における情報共有の効率化・対話推進、厚生労働行政における ICT ガバナンス）の検討結果の概要

①地方自治体－厚生労働省における情報共有の効率化

- 厚生労働省では、地方自治体が処理する事務に関する施策を幅広く所掌しているが、各施策の実施に当たって、各自治体と厚生労働省の連携の頻度・手法等は各部局・課室のやり方に任されている。しかしながら、地方自治体・厚生労働省間の連携に関する各プロセスについては、例えば、以下のように、様々な課題があり、厚生労働省と地方自治体の間で日常的な双方向のコミュニケーションが実現できているとは言えないと考えられる。

㊦新規施策の企画

現状では、地方自治体に対して個別のアンケート調査を行うことが多いが、現場の生の声が出てきにくい、集計作業が負担であるという課題がある。

㊧制度施行の前後

現状では、通知・事務連絡の送付、説明会の開催によって対応していることが多いが、資料の送付・展開に手間がかかる、日程調整・当日の移動等が負担といった課題がある。

㊨文書のやりとり（通知・事務連絡等を含む）

現状では、メールに添付ファイルを付す（通知・事務連絡等は追ってホームページにも掲載する）形で対応していることが多いが、組織的な知見として蓄積されにくい、部局単位での送付・展開が主であり、連絡が縦割りになる傾向がある、添付ファイルのサイズ制限によって、分割送付等の負担が発生するといった課題がある。

①日常的な疑問・質問

メールのやりとりや FAQ*によって対応している場合が多いが、過去の質疑が必ずしも整理されておらず検索できない、重複する質問がある場合に二度手間・三度手間になるといった課題がある。

また、都道府県・ブロック等の単位での連絡会議、フォーラム等の開催を通じて対応する場合が多いが、情報共有が図られる範囲が狭い、部局ごとの取組みとなっており、横断的な知見の共有につながらない、日頃の素朴な疑問・質問を投げかけるには向かないといった課題がある。

- こうした課題を解決し、地方自治体－厚生労働省間の円滑なコミュニケーションの促進、施策の高度化等を図るため、通知掲載、調査、QA コミュニティの機能等を持つ、地方自治体－厚生労働省間の共同プロジェクト環境（ポータルサイト*）を整備すべきではないか。

- 具体的には、マイナンバー分野で提供されている「デジタル PMO*」のような共同プロジェクト環境を厚生労働行政全体で活用するポータルサイトとして整備してはどうか。

このポータルサイトにおいては、①自由にテーマを設定して議論できる電子掲示板（疑問・質問、コメント等の共有も可能にする）、②気軽に設問・回答できるアンケート、③地方自治体に対する各種資料の展開といった機能を持たせるべきである。なお、③については、部局縦割りではなく、ハッシュタグ等柔軟な形式での検索を可能にする、新着通知／到達確認機能を付す、比較的大規模なファイルにも対応できるようにする、地方自治体間の情報共有にも活用できるようにするといった工夫が望まれる。

また、システム面では、①多くの自治体で利用できるよう、LGWAN*端末から利用可能にする、②クラウド・バイ・デフォルト原則*を遵守する、③特別なソフトウェア等は不要とし、一般にインストールされている Web ブラウザー*のみで利用できるようにすることで、ユーザー側の環境になるべく依存させないといった対応を行うべきである。

- 実施スケジュールや運営方法については、自治体行政など、現場のニーズをシステムに的確に反映していくことが重要なので、自治体行政に精通した者や個別施策所管部局などが参画する運営委員会などを設置してポータルサイトの内容を検討することが必要である。また、実運用開始後は、運用を通じて把握した課題を改善につなげていくことが重要である。

②厚生労働省における ICT ガバナンスの強化

- ICT の進展等に伴って、厚生労働省においても、ICT を活用したプロジェクトが多数立ち上がっているが、一方で、全省的な ICT ガバナンスは、必ずしも十分ではない状況と言える。例えば、要求定義が曖昧なまま、システム開発の流れやスケジュール感を十分に考慮せずプロジェクトの企画立案や予算要求が行われ、結果として、行政や関係者の当初の想定とは必ずしも合致していないシステムが開発される、ステークホルダーの業務に支障が生じるといった事態も生じている。こうした事態は、単にプロジェクトの成功率が下がるだけでなく、プロジェクトに関わる職員の ICT 利活用へのモチベーションを下げるという点で問題である。
- こうした課題を解決するためには、ICT プロジェクトに関わる職員（管理職を含む）が、ICT プロジェクトを成功させるためにやるべきことが明確化され、必要な資源が提供されていることが重要である。具体的には、全ての企画を初期段階で PMO * が把握し、企画初期段階から、ICT 専門人材が、要求定義（成果物、スケジュール等）の検討に関与し、必要なスキル（調達等）を持った構成員がおり、予算要求時点で要求定義が明確化されていることを目標とする。この目標を達成するためには、
⑦受け身・場当たりのシステム開発を克服するべく、管理職を中心に厚生労働省職員の ICT 施策に対する理解を高める、④プロジェクトの企画立案・予算要求・システム構築等の各段階で、CIO 補佐官をはじめとする専門人材を擁する PMO が積極的に関与する、⑤厚生労働省内における ICT 人材の養成といった対応を総合的に実施していくことが必要である。
- まず、⑦厚生労働省職員に対する理解の促進については、厚生労働省における ICT 利活用推進方針を、メールマガジンや対話イベントを通じて、厚生労働省職員に周知していくことが必要である。また、管理職が ICT 関連プロジェクトのスケジュールや実施に際しての留意点等を十分に把握できるよう、「スタートアップガイド」を作成・周知することも重要である。
- ④プロジェクトの各段階における PMO の積極的関与については、プロジェクトの企画立案段階から、PMO が技術的助言を実施できる体制を構築するとともに、ICT プロジェクトの予算要求に当たっては、PMO の了解を得ることを必須とすべきである。さらに、プロジェクトの実施段階においては、PMO が当該プロジェクトに係る事業者・コンサルタントに対するヒアリングを実施し、課題分析や対策の策定を行うことも重要である。PMO は、こうしたヒアリングを通じて、成功事例等の情報を収集・整理し、他部局へ展開することも可能になる。
- ⑤ICT 人材の育成に関しては、人事評価指標を通じて ICT 関連業務の実施状況を人事評価に反映するとともに、中長期的には、国際人材バンク*に類似した制度と

して、ICT 関連業務についての人材バンク制度を創設してはどうか。

- 最後に、本提案の取りまとめに当たっては、実務担当者、コンサルタント及びベンダーにヒアリングを行い、課題分析を行ったが、現場の声を聞く場を持つこと自体が実務担当者等のモチベーション向上に寄与していた。このことから、ICT ガバナンスの強化に当たっては、継続的に厚生労働省の ICT ガバナンスが改善しているか 360 度評価を行い、厚生労働省の ICT 利活用推進施策に反映してはどうか。

(3) グループ3（厚生労働省における ICT を通じた業務効率化）の検討結果の概要

- ICT 利活用における厚生労働省のあるべき姿（「厚生労働省 2.0」）としては、㊦職員が生産性の高い業務を行うとともに、組織として同じ目標に向かい支えあう風土を作ることにより、就業時間中に徹底した体系的な人材育成を行うことができている状態、㊧生産性向上により創出できた時間を有効活用し、より一層充実したワークライフバランスが実現されている状態を目指すべきである。
- このような理想像の実現に向けて、㊨ペーパーレスの更なる推進、㊩RPA*の導入、㊪ICT を活用した健康経営・人事管理・スケジュール管理の3つの観点から、これまで当たり前だと思っていた業務にメスを入れ、ICT を通じた業務改善を進めることが必要である。

①ペーパーレスの更なる推進

- 審議会等の会議のこれまでの業務フローは、資料作成→印刷→セット→配付→廃棄という流れであり、大量の資料印刷・セット等による多くの単純業務を伴うものだった。今後は、ICT を積極的に利活用し、資料作成の後、タブレットへのダウンロードやホームページでの公表を行い、画面での資料投影・閲覧を行う形式にすべきである。こうした業務改善によって、ペーパーレス化を図るとともに、業務軽減も期待できる。
- 国会業務のうち答弁作成業務については、答弁作成の後、部局内の複数の上位者や、省内とりまとめの官房総務課の了解を得ることが必要になる。これまでは、上位者や官房総務課の了解を取るために、そのたびごとに答弁作成担当者が答弁を紙で印刷し、上司が手書きで修正を行ったのち、担当者が自分のパソコンで打ち直すという作業を繰り返している。また、官房総務課協議の際は、各部局の答弁作成担当者が官房総務課まで移動し、待機が必要になる。今後は、こうした業務フローを見直し、紙媒体を用いず、チェック担当者や答弁作成者が、直接、パソコンで修正する業務フローに改善すべきである。これによって、手書きで修正し、パソコンで打ち直すといった業務や、答弁チェックのための移動や待機といった業務の合理化

が期待される。

- また、国会答弁セットについても、現状では、官房用に、答弁全体のセットを多数印刷しているが、答弁印刷・インデックス付け・答弁組み・クリップ留め等の単純作業にかなりの労力が割かれている。国会答弁の印刷セットの範囲を精査した上で、積極的に、電子媒体及びタブレット・パソコンでの確認作業への移行を進めることで、印刷コストの削減及び業務効率化が図られるものと期待できる。
- 今後、国会の委員会審議においてタブレットの利用が認められた場合、国会に陪席する職員が大量の資料を用意する必要がなくなるとともに、そもそも、多くの職員の陪席を要さなくなるという効果も期待できる。あわせて、国会議員ごとの事前の質問通告のスケジュールや、事前の質問通告と実際の国会での質問内容の相違等を記録・分析することによって、効率的な待機体制や答弁作成スケジュールの構築に活用できると考えられる。
- 厚生労働省では、これまでも、様々な業務改善が行われてきたが、例えば、電子決裁システムの利用推進など、推進が成功した事例では、取組内容の決定のほか、目標の見える化（KPI 設定）とトップダウンも上手く組み合わされてきた。このため、審議会・検討会や部局・課室の会議におけるペーパーレスの状況を定期的に幹部会議等で報告すべきであり、また、この報告結果を幹部の人事評価に反映することが望ましい。
- また、「イクボス宣言」に倣って「デジボス宣言」を作成し、ICT の積極的な活用やペーパーレスの推進について上司が部下に約束することを明文化すべきである。

②RPA の導入

- 官庁の業務には、膨大な量の単純・繰り返し作業や定型作業等が多く、これらの業務に忙殺されてしまって、職員が培ってきたスキルを活かした業務を十分に実施できていない状況にある。このため、単純・繰り返し作業や定型作業について、積極的に RPA を導入し、業務の効率化を図ることによって、職員が高度なスキルを要する業務に専念できる環境を整備すべきである。
- 具体的には、RPA の本格導入の前に実証実験を行い、その効果を踏まえた上で、本格導入を図るべきである。RPA を活用しやすいと考えられる業務としては、例えば、労災保険の保険支払証明書発行業務のように、情報検索→コピー＆ペースト→チェックといったルールの決まった定型作業などが考えられるが、実証実験の段階で、こうした効率化できそうな業務を省内から募集し、当該業務について RPA を試

行的に導入して効果や適用領域を検証した上で、本格導入を図る必要がある。

- なお、RPA を本格導入するためには、現状把握、実証実験、検証、導入準備等、段階を追って取り組むとともに、適切な管理体制の検討、設置が求められる。また、RPA と OCR* や AI を組み合わせることにより、誤りの学習・修正等を通じて、より難易度の高い業務の自動化の推進も検討していくべきである。

③ICT を活用した健康経営・スケジュール管理・人事管理

- 健康経営を行うことによって、労働生産性や職員のモチベーションの向上、医療コスト削減のほか、組織のイメージアップや優秀な人材の確保といったメリットも発生するものと考えられることから、ICT を活用した健康経営を進めていくことが重要である。
- このため、各職員が保有するウェアラブル端末*・歩数計・スマホアプリで歩数を計測し、歩数に応じたポイントを付与して、ポイントを景品等と交換できるような仕組みを設けるべきである。また、Web 上で過去の健診結果や各種健康情報を確認できる仕組みの導入、健康経営の推進体制の構築、勤務実績を活用した超過勤務予測や休暇促進アラートなどを図ってはどうか。
- また、現状では、個人ごとのスケジュールの共有・管理が効率的に行えていないため、メールシステム上の予定表の活用を図ることによって、関係者の予定の空き状況の把握やスケジュール確保を効率的に行っていくべきである。あわせて、同様の仕組みの活用を通じて、会議室の効率的利用も図っていくことができる。このような運用を幹部が積極的に行っているか否かについても、人事評価に取り入れていくべきである。
- あわせて、ICT を活用した人事管理も重要である。具体的には、メールシステム上の予定表を通じた出退勤管理を行うことによって、出退勤管理の合理化が図れるとともに、テレワークに対応しやすい出退勤管理も可能になる。また、ICT を活用して、各部局・課室の退庁時間を集約・分析することによって、部局・課室ごとの多忙さを把握することができるので、この分析結果を用いて、部局間の定員調整を行うべきである。現状では、残業状況等を人事管理に有効に活用できていないが、こうした退庁時間の分析結果を把握・活用すれば、合理的な定員調整が可能になるとともに、職員の業務負担の平準化を図ることができるようになる。

(4) グループ4（医療・介護・福祉分野における ICT 利活用・ビッグデータの活用）の検討結果の概要

- 患者の同意を得た上で、医療機関間において、診療上必要な医療情報を電子的に共有・閲覧できる仕組みである「地域医療情報ネットワーク」が全国各地に存在するなど、ICT を通じた医療・介護・福祉分野における情報連携は進展してきている。一方、医療・健康分野におけるビッグデータ活用という観点からは、課題があると考えられ、課題の解決に向けた取組を進めていくことが重要である。
- 医療・健康分野におけるビッグデータ活用に関する課題の解決に向けた手段の1つとして、「全国共通データプラットフォーム（仮称）」の構築、具体的には、乳幼児期・学童期における健康情報の連携をはじめとした生涯を通じた健康・安全情報のネットワーク化が考えられる。
- 乳幼児期・学童期における健康情報については、予防接種歴や乳幼児健診情報は自治体、学校健診情報は教育委員会又は学校と、情報によって管理主体が異なっている。このため、一部母子手帳等で確認できる情報はあるものの、基本的には、本人や保護者は、自身の健康情報を閲覧するため、その都度、管理主体に申し出ることが必要になる。また、記録や管理のためのフォーマットが標準化されていないため、各自治体又は教育委員会・学校で管理方法が異なっており、電子化が進んでいない場合もある。さらに、予防接種や学校健診の情報は、法令上、管理主体が5年間保存しなければならないこととされているが、保存期間が満了し、情報が削除されている場合は、過去の記録を閲覧できなくなるという課題もある。
- このため、例えば、「全国共通データプラットフォーム（仮称）」への集約といったような形で、乳幼児期・学童期における健康情報を個人ごとに紐付けし、保存するためのフォーマットを標準化し、継続的に集約管理してはどうか。こうした取組によって、例えば、母子手帳が無くても自身の過去の予防接種歴や健診の記録がいつでも自分で確認でき、自己の健康管理に活用できるなど、ライフサイクルが展開し、情報の管理主体が変わっても、自身の情報がいつでも閲覧できるようになる。あわせて、ビッグデータとして研究等に活用することも可能になると考えられる。
- 医療・健康分野のビッグデータ活用に向けた方策の2つ目として、コネクティッド・メディカルケア（仮称）の推進が考えられる。現状では、医療機関内において、医療機器間の連携などの医療情報システム間の連携が進みにくく、ICT 化のメリットを患者や医療従事者が十分に享受できていない場合があると考えられる。このように、システム間連携が進みにくいのは、各システムが、他社製システムの API* を把握していない場合があることが原因だと考えられる。

- こうした課題を解決するために、各医療情報システムに搭載されている API の公開や、標準 API の作成及び医療情報システムへの標準 API の搭載を推進するなど、コネクティッド・メディカルケア（システム間の有機的な連携によって可能となる質の高い医療）を推進すべきである。こうした医療の推進によって、医療従事者の負担軽減や患者の利便性向上のほか、企業による自前主義や囲い込みの解消、AI や IoT* の医療分野への応用にもつながるものと期待される。
- 医療・健康分野のビッグデータ活用に向けた 3 つ目の方策として、医療データ取引市場の創設が考えられる。現状では、地域医療情報ネットワークなどを導入しても、インフラの維持・更新等に係る費用の継続的確保が困難であるため、持続可能性の確保が難しいという課題がある。一方で、収集された医療データの多くが利活用されない状態になっているという課題もある。
- このため、透明性の高い「医療データ取引市場」の創設・運営を図ることで、データを収集する者とデータを利活用する者のマッチングを進めてはどうか。こうした取組によって、医療データの利活用を通じた医療の質の向上や、地域医療情報ネットワークなどの ICT インフラの維持・更新にも資するものと期待される。

3. 厚生労働省における ICT 利活用推進施策

- 2. 推進チームにおける検討結果を踏まえて、実現可能な対応を検討した結果、実行した又は今後実行する ICT 利活用推進施策は、以下のとおりである。
- 今後、厚生労働省においては、以下の ICT 利活用推進施策を着実に実施するとともに、新たな取組を拡充・推進し、前倒しての実施が可能な施策については、できる限り早期に実行すべく努めるものとする。

また、これらの取組の着実な実施を図る観点から、各部局からのボトムアップ型の提案や依頼等に対する協力・調整のための体制を整備するとともに、蓄積される知見の収集、施策の進捗状況のフォローアップ・進行管理、成果の省内展開を行う。
- あわせて、こうした ICT 利活用推進施策を効果的・継続的に実施していくために、データ提供へのモチベーションが高まる仕掛けの設定や、利用者にとって使いやすいデザインの開発・データの構造化等に努めていく。

(1) 電子申請・審査の効率化、手続の簡素化

①労働安全衛生業務における電子申請・審査の推進

労働安全衛生業務における手続の電子化、利用者の利便性向上、審査の効率化等を推進するため、労働安全衛生業務における届出・申請等帳票作成について、以下のとおり、Web による入力支援サービスの導入を推進する。

㊦定期健診結果報告等への Web による入力支援サービスの導入

労働安全衛生業務に係る定期健康診断結果報告・各種選任報告・労働者死傷病報告の各帳票（労働基準監督署に書面提出）の作成について、過去データを再利用した入力や入力データの形式審査等を可能にする Web サービスを導入する。【平成 31 年度試行実施。その結果を踏まえて平成 32 年度より本格実施。】

④足場設置等の計画への Web による入力支援サービスの導入

労働安全衛生法に基づく足場設置等の計画（労働基準監督署に書面提出。同法に基づき届出される計画の件数のうち約 3 分の 2 の件数を占める）の作成について、過去データを再利用した入力や入力データの形式審査等を可能にする Web サービスを導入する。【㊦の状況を踏まえて、平成 32 年度に要求事項・調達内容を決定。平成 33・34 年度試行実施。平成 35 年度以降本格実施。】

②年金業務等における電子申請・審査の推進

日本年金機構が行う年金業務及び全国健康保険協会に関する健康保険業務（以下「年金業務等」という）について、手続の合理化・効率化や利用者の利便性向上をさらに推進するため、以下のとおり、電子申請・審査を推進するための取組を講じ

ていく。

㊦届出作成・チェックプログラムの無償配布

日本年金機構ホームページにおいて、引き続き、電子申請のための届出データの作成支援や作成した届出用データをチェックするためのプログラムを無償配布する。このプログラムを通じて、年金事務所提供する被保険者情報を収録したCDや事業所（申請者）が作成したCSV*ファイルからの被保険者データの取り込みが可能になり、入力作業が簡素化されるとともに、届出データの入力の際に、入力に誤りがあればエラーメッセージが表示されるなど、不備のない届書が作成できることにより、申請・審査の効率化を図ることができる（なお、雇用保険関係の届出にも対応している）。【継続実施】

㊧電子申請・審査・決裁の一元的処理

現状では、電子申請による申請書を受け付けた場合でも、紙媒体に印刷してから審査・決裁を行っている。このため、電子申請システム（電子申請を受け付けるシステム）で受け付けた申請書について、紙媒体を出力することなく審査や電子決裁を行えるよう、経過管理・電子決裁システム（電子審査や電子決裁を行うシステム）の対象にできるように、電子申請システムと経過管理・電子決裁システムの間でインターフェース*を構築する。また、電子申請システムにおいて申請内容の形式的なチェックを行えるようにすることで、申請データに不備があった場合の審査・返戻事務の迅速化や事務処理に要する時間の短縮を図る。【平成31年度中に実施】

㊨「事業所版ねんきんネット（仮称）」の構築

インターネットによる届出窓口として「事業所版ねんきんネット（仮称）」の導入を、情報セキュリティに留意しつつ検討を進める。あわせて、窓口で事業所（申請者）が直接操作することにより証明書等の交付を受ける仕組みの構築を検討する。【平成30・31年度に導入検討・準備。平成32年度以降、システム開発。平成33年度以降、段階的に実施。】

㊩AI-OCR及びRPAの導入

届出の電子化を推進してもなお残る紙届書についてはインハウス型委託*によりデータ入力業務を行うこととなるが、届書の数字部分を中心に、手作業による入力業務に代わって「AI-OCR*技術」の活用による届出情報の電子化を行うため、その実用化に向けた実証検証を進める。

また、各拠点において職員が手作業で行っている定型業務について、RPA技術を活用し、これらの業務に係る事務処理の自動化を図る。【平成31年度一部実施】

③雇用保険業務における電子申請・審査の推進

ハローワーク（公共職業安定所）が行う雇用保険手続の合理化・効率化や利用者の利便性向上をさらに推進するため、以下のとおり、電子申請・審査を推進するための取組を講じていく。

㊦システム更改による審査の効率化

ハローワークシステムを更改し、申請内容に対する審査機能の充実、処理の自動化及びエラーチェックの効率化を図ることによって、審査の効率化を図る。【平成 31 年度中実施】

㊧API 連携を通じた電子申請の効率化

ハローワークシステムに API を設けることによって、次期 e-Gov において、電子申請の効率化を検討する。具体的には、申請内容送信段階でのハローワークシステム保有情報との照会処理（エラーチェック）の実施によって、申請データの不備をあらかじめ検知し、申請後に確認や差し戻しをすることなく処理できるようにするとともに、事業所情報等と呼び出すことにより入力を省略できるようにすることを検討する。【平成 32 年度検討、平成 33 年度中の実施を目指す】

④労働保険業務における電子申請・審査の推進

労働基準監督署が行う労働保険手続の合理化・効率化や利用者の利便性向上をさらに推進するため、以下のとおり、電子申請・審査を推進するための取組を講じていく。

㊦申告書の電子申請に対する支援の実施

厚生労働省ホームページにおいて、労働保険料額算出等の機能を持つ年度更新申告書作成支援ツールを無償配布することや、アクセスコード*の利用を通じて過去データの入力省略を可能にすることなどを通じて、年度更新申告書に係る電子申請を推進する。【継続実施】

㊧電子申請時における事前審査機能の拡充

年度更新申告書の電子申請に当たって、入力漏れ等に起因する申請者の負担を軽減するため、e-Gov における電子申請時の各種形式エラーチェック機能の拡充を図る。また、次期 e-Gov において、Q&A 方式を用いた入力形式の充実など、電子申請時における事前審査機能の拡充について、検討・協議を行う。【エラーチェック機能の充実は、平成 30 年度実施。事前審査機能の拡充は、平成 30 年度以降検討・協議、平成 32 年度までに結論。】

⑤好事例の収集・横展開を通じた電子申請・審査の推進

①～④の労働安全衛生業務・年金業務等・雇用保険業務・労働保険業務における

電子申請・審査の推進に向けた取組や受け付けた電子データ等を有効に活用する取組など、電子申請・審査の効率化・普及・活用に向けた厚生労働省内外の好事例を収集し、各部局に対して積極的に横展開を図る。【平成 30 年度以降継続実施】

(2) 地方自治体との情報共有・交換の推進、厚生労働行政における ICT ガバナンスの強化

① 地方自治体－厚生労働省間のポータルサイトの構築

地方自治体－厚生労働省間の情報共有・交換を推進するため、通知・事務連絡の共有機能、地方自治体向けアンケート調査機能、疑義照会対応機能等を有した地方自治体－厚生労働省間のポータルサイトを構築・運用する。

ポータルサイトの構築を通じて、地方自治体の現場ニーズに即した情報共有・交換が促進されるよう、社会保障行政・地方行政・ICT 施策等に知見を有する厚生労働省職員及び ICT 利活用推進チーム員等が中心となってポータルサイトの内容検討を行い、この内容検討に沿って、ポータルサイトの試行実施・本格実施を行っていく。また、自治体行政の現場の意見を収集・反映することによって、地方自治体職員が通知・事務連絡等の情報収集を効率的に行えるポータルサイトの構築を図る。【平成 30 年 9 月以降検討実施。平成 31 年度試行実施、平成 32 年度本格実施。】

② 厚生労働省における ICT 利活用推進方針の職員への周知・浸透

厚生労働行政における ICT 利活用推進のためには、厚生労働省職員が、ICT 利活用推進に向けた厚生労働省全体の方針を理解しながら、戦略的かつ計画的に業務を実施していくことが重要である。このため、以下のとおり、厚生労働省における ICT 利活用推進の基礎となる「厚生労働省デジタル・ガバメント中長期計画」（平成 30 年 6 月 25 日決定）の内容などについて、厚生労働省職員への周知・浸透を図っていく。

㊦ 全省メールを通じた周知

定期的な全省メールを通じて、「厚生労働省デジタル・ガバメント中長期計画」の内容を分かりやすく読みやすい形で周知する。【平成 30 年度中開始、効果検証・以後の対応検討】

① 幹部会議・総務課長会議等を通じた周知

部局内への幅広い浸透を図るため、幹部会議・総務課長会議等で、「厚生労働省デジタル・ガバメント中長期計画」や ICT に関する政府・厚生労働省の方針・動向等を周知する。【平成 30 年度中開始、継続実施】

㊧ 「対話カフェ」の開催

ICT 利活用推進チーム員、厚生労働省 CIO・副 CIO や CIO 補佐官等と厚生労働省

職員の「対話カフェ」（フランクな形でのグループディスカッション）の開催を通じて、「厚生労働省デジタル・ガバメント中長期計画」の内容などの周知・理解を促進する。【平成 30 年度中実施、効果検証・以後の対応検討】

③ICT 関連プロジェクト・スタートアップガイドの作成・浸透

ICT 関連プロジェクトを円滑に企画立案・実行するためには、管理職が ICT プロジェクトのスケジュールや実施に際しての留意点等の基本的事項を企画立案段階から十分に把握しておくことが必要である。このため、ICT 関連プロジェクトの企画立案・実施に当たって管理職が把握すべき基本的事項等をまとめた「ICT 関連プロジェクト・スタートアップガイド」を作成し、定期的な総務課長会議等での周知に加え、④㉗の登録のタイミングに合わせた周知により、省内管理職への浸透を図る。【平成 30 年中作成、以降厚生労働省内管理職へ周知】

④ICT 関連プロジェクトの企画・予算に関する PMO 権限の強化

現状では、必ずしも各プロジェクトの企画立案段階から PMO による関与がなされていない場合が多いため、プロジェクトの実施段階になって、システム構築に当たっての課題が判明することも少なくない。また、原則として、システム関係予算は、PMO による審査の後、会計課の査定が行われることになっているが、緊急性が高いプロジェクトなどについては、PMO による審査が十分に行われず、会計課による査定が行われてしまっているケースも生じている。

こうした課題を克服し、ICT プロジェクトの企画・予算に関する PMO 権限の強化を図るため、以下の取組を講じる。

㉗企画立案段階からの PMO によるプロジェクト運営の支援の実施

ICT 関連プロジェクトの企画立案段階から、PMO がプロジェクト運営の支援等を行えるような形を担保することが重要であることを踏まえ、各部局における施策の企画立案過程で ICT に何らかの形で関係する可能性が生じた場合には、必ず PMO に対して、ICT 関連プロジェクト候補としての案件登録を行う仕組みを整備する。【平成 30 年度中開始、以降継続実施】

④情報システム関係予算に対する PMO 審査の徹底

情報システム関係予算については、会計課の査定に先立って、PMO の審査を受けることを徹底する。こうした観点から、㉗の ICT 関連プロジェクト候補としての登録が予め実施されていること、及び、ICT 関連プロジェクト実施部局が PMO 意見に対する回答を明示することを、情報システム関係予算を要求する際の必須要件とする。【平成 31 年度（平成 32 年度予算要求）以降実施】

⑤ICT 人材の育成

政府機関における ICT 専門人材の育成・確保を推進するため、平成 30 年以降、各府省庁共通の枠組みに基づき、省内 ICT 専門人材（橋渡し人材*）の養成が進められている（平成 30 年 11 月現在、厚生労働省：16 人）。ICT 人材の育成・確保を推進するため、平成 32 年度までに、各部局における橋渡し人材の 1 名以上の在籍を目指して、ICT 利活用推進チーム・メンバーの名簿及び情報システム担当者のリストを活用し、年 4 回、橋渡し人材制度の周知を行い、橋渡し人材の登録を推進する。また、人事調書に ICT プロジェクト経験の有無が分かる欄を設ける。【平成 30 年度以降、積極的な周知・登録を推進】

⑥ICT 関連プロジェクトの実施段階での課題分析

厚生労働省における ICT 関連プロジェクト全般について、事業者等による実際のシステム構築等の段階での課題を把握するため、PMO は、年 1 回、任意の ICT 関連プロジェクトの実務担当者・事業者・コンサルタント等からヒアリングを実施する。このヒアリングを通じて、PMO は、ICT 関連プロジェクトの円滑かつ効果的な実施や、大規模プロジェクトの管理に当たっての信頼性確保のために必要な厚生労働省による支援についての課題を分析し、分析結果を PMO によるプロジェクト運営支援の改善・強化や、各部局におけるプロジェクト実施の改善につなげていく。【平成 31 年度以降実施】

（３）厚生労働省における ICT を通じた業務効率化

①ペーパーレスの更なる推進

㊦審議会等のペーパーレス化の推進

審議会等のペーパーレス化については、平成 29 年度から試行実施を行ってきたが、平成 30 年 7 月に、会議室の無線 LAN 環境の整備等、ペーパーレス化に必要な環境が整備されたことから、同年 10 月より本格実施した。具体的には、平成 30 年 10 月 1 日以降、厚生労働省ホームページに掲載されている審議会等については、ペーパーレス化の実施が困難な場合を除き、タブレット端末を活用したペーパーレス化を図ることとした。

その上で、ペーパーレス化により削減された紙の枚数を部局ごとに毎月集計し、厚生労働省 LAN システムの掲示板に掲載する、審議会等のペーパーレス化の実施状況を年 1 回以上調査し、ペーパーレス化が実施できなかった場合の理由の報告を求める等の定期的なフォローアップ措置を講じることによって、審議会等におけるペーパーレス化を着実に推進していく。【平成 30 年 10 月以降本格実施】

①国会答弁等におけるペーパーレス化の推進

答弁完成までをペーパーレスで実施する場合の国会答弁作成等作業の標準的な

フローを作成し、平成 30 年 10 月、官房総務課においてデモンストレーションを実施し、平成 30 年臨時国会において一部試行実施（印刷部数の削減）した。この結果や省内のペーパーレス化の状況を踏まえ、さらなるデモンストレーションの実施を含め、引き続き検討を進める。あわせて、過去の答弁資料等のファイルを体系的に保管できる国会書庫サービス（平成 31 年 1 月から提供）の活用等を通じて、電子データを活用した国会答弁作成業務の合理化を推進する。【平成 30 年中デモンストレーション及び一部試行実施。引き続き検討。】

㊦上司による宣言の実施

今期業務改善推進月間*（平成 31 年 1 月）の重点取組事項の一つとして「ICT 技術の更なる活用促進」を位置づけ、各部局における取組を促すとともに、同月間経過後のフォローアップにより、組織としての取組の担保を図る。【今期業務改善推進月間（平成 31 年 1 月）に実施】

②RPA の導入

RPA を活用した業務効率化の可能性を検証するため、大量の繰り返し・定型作業を要する業務など、厚生労働省内において効率化の可能性の高い業務を広く募集し、RPA 導入に係る実証事業を試行的に実施する。その上で、実証事業において得られた成果等を検証・周知し、RPA の導入準備や省内・出先機関等への展開についての検討を進めて、RPA などの ICT を活用した業務効率化に資する取組を推進する。【平成 30 年度に対象業務募集・検討。平成 31 年度以降、実証事業実施、成果検証・周知、展開検討。】

③ICT を活用した健康経営の推進

厚生労働省における ICT を活用した健康経営を推進するため、内科診療室の医療スタッフによる各種健康相談・禁煙相談会・ミニセミナー等の情報を、厚生労働省 LAN システム掲示板における健康管理欄を活用して積極的に周知する。こうした周知の中で、スマホアプリなども活用したウォーキングの歩数計測・自己管理の方法などを紹介することを検討していく。なお、健康マイレージ制度については、共済組合の財政に影響するなどの課題があることから、現在の健康増進の取組の運用状況も踏まえつつ、どのようなことが実施可能なのか検討し、結論を得て、実施可能な取組を講じる。【平成 30 年 11 月以降、厚生労働省 LAN システム掲示板の活用を実施。健康マイレージ制度については、平成 30 年度検討・結論。】

④ICT を活用したスケジュール管理の推進

平成 30 年 7 月の厚生労働省 LAN システム更改を踏まえ、メールシステム上の予定表の活用を通じたスケジュール管理について周知した。その上で、今期業務改善

推進月間（平成 31 年 1 月）において、当該取組を重点取組事項の 1 つとして位置づけ、管理職のスケジュール管理においてメールシステムを活用することを原則化した。【平成 30 年 10 月中に周知。今期業務改善推進月間（平成 31 年 1 月）から実施。】

⑤ICT を活用した人事管理の推進

客観的な勤務実績に応じた人員体制等の検討を推進し、特定の者に対する業務集中を改善するため、超過勤務時間データの分析を行い、長時間労働が一定期間以上継続している者について特定し、人員配置・応援体制等の検討に活かしていく。【平成 30 年末までに超過勤務時間データの分析を実施。平成 30 年度中に個別事情調査、平成 31 年度より順次、配置及び体制検討を実施。】

（４）医療・介護・福祉分野における ICT 利活用・ビッグデータの活用

①乳幼児期・学童期における健康情報の連携の推進

㊦乳幼児期における健康情報の連携・一元的確認

転居等によって情報の管理主体である市町村が変わっても健康情報の連携が図られるよう、マイナンバーによる情報連携を通じて、乳幼児健診の受診の有無等の電子化した情報について、転居時に市町村間で引き継がれる仕組みを構築する。また、マイナポータルを活用して、各個人が、子ども時代に受ける健診、妊婦健診、予防接種等の自らの健康情報歴を一元的に確認できる仕組みを構築する。【平成 31 年度準備、平成 32 年度運用開始】

㊧乳幼児健診情報と学校健診情報の連携の推進

文部科学省との連携の下、乳幼児健診情報と学校健診情報との連携に関する課題やメリットを整理した上で、両情報の連携・利活用方法の研究を実施する。【平成 30 年度に課題の整理、平成 31 年度以降研究実施】

②医療機関における ICT を通じた情報連携の推進

医療機関において情報システムを導入する際は、API 連携等が可能であることを前提として導入されているため、電子カルテ等の ICT の導入が進むことで医療機関内における情報連携が推進されることになる。このため、医療機関間等の連携や情報共有が推進されるよう、電子カルテ等の医療情報システム等で使用する医療用語等の標準マスターの整備・普及推進を図る事業を推進していく。【継続実施】

③医療データのデータベースの整備・利活用の推進

次世代医療基盤法（医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律）によって、認定事業者（主として専門事業者）が汎用性のあるデータベ-

スを整備し、適切に匿名化した上で複数の研究機関等に提供できるようになるという体制が順次整えられることになった。健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出を促進するため、次世代医療基盤法の所管省庁として、認定事業者の認定手続など、次世代医療基盤法の円滑な施行を図っていく。

また、個人の健診・診療・投薬情報が医療機関等の間で共有できる全国的な保健医療情報ネットワークについて、必要な実証を行いつつ、本格稼働を目指すことにより、医療情報ネットワークの質の向上及び安定性の強化を図る。【引き続き、次世代医療基盤法の円滑な施行を図る。全国保健医療情報ネットワークについては、平成 32 年度からの本格稼働を目指す。】

参考資料 1 : ICT 利活用推進本部の組織・開催経緯

◎ ICT 利活用推進本部の組織

本部長	厚生労働大臣
副本部長	厚生労働副大臣
本部員	厚生労働大臣政務官
	事務次官
	厚生労働審議官
	医務技監
	官房長
事務局長	政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）
事務局	政策統括官付情報化担当参事官室

◎ ICT 利活用推進本部の開催経緯

○第 1 回（平成 30 年 2 月 13 日）

- ・ 「ICT 利活用推進本部」及び「ICT 利活用推進チーム」について

○第 2 回（平成 30 年 7 月 30 日）

- ・ ICT 利活用推進チーム各グループからの検討結果の報告
- ・ 厚生労働大臣・副大臣からの講評

○第 3 回（平成 31 年 2 月 26 日）

- ・ ICT 利活用推進チーム提案のフォローアップ結果

参考資料 2 : ICT 利活用推進チーム・メンバー

◎ **チーム長** 政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）

◎ **チーム員**

【厚生労働省】

伊原 和人 大臣官房審議官（総合政策（社会保障）担当）

中井 雅之 政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）付参事官（企画調整担当）

（グループ 1）

土岐 祥蔵 内閣府参事官補佐（政策統括官（経済社会システム担当）付参事官（社会システム担当）付）
（前・雇用環境・均等局職業生活両立課課長補佐）

秋山 恵一 政策統括官付参事官（企画調整担当）付統計企画調整室技術調査官

植松 久規 労働基準局労災保険業務課年金業務係長

長井 政樹 労働基準局労災保険業務課システム更改係長

鈴木 健二 日本生命団体年金部退職給付コンサルティング担当部長
（前・保険局調査課課長補佐）

（グループ 2）

渡邊 学 中央労働委員会事務局総務課広報調査室長

福田 佳英 人材開発統括官付海外人材育成担当参事官室室長補佐

阿部 泰幸 政策統括官付情報化担当参事官室情報システム専門官

國信 綾希 社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室主査

戸田 成幸 労働基準局労災保険業務課オンレセ普及促進係長

（グループ 3）

久米 隼人 労働基準局労働条件政策課課長補佐

鈴木 良尚 職業安定局総務課首席職業指導官室室長補佐

藤井 潤 労働基準局監督課労働条件確保対策事業係長

鹿田 拓也 政策統括官付労働政策担当参事官室企画第一係長

鈴木 大智 政策統括官付情報システム管理室情報化基盤企画係

（グループ 4）

西岡 隆 年金局総務課年金数理官

真鍋 伸子 社会保険診療報酬支払基金審議役
（前・年金局総務課首席年金数理官）

安水 大介 国立研究開発法人日本医療研究開発機構戦略推進部難病対策課長代理
（前・医政局研究開発振興課治験推進室室長補佐）

井上 大輔 在インドネシア日本国大使館一等書記官
（前・医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課 G C T P 指導官）

清水 亜紀 老健局総務課認知症施策推進室認知症ケアモデル専門官

山崎 竜平 大臣官房総務課法令審査二係主査

【内閣官房番号制度推進室】

山口 高志	内閣官房番号制度推進室参事官
大野 太郎	厚生労働省政策統括官付情報化担当参事官室標準化推進係長 (前・内閣官房番号制度推進室主査)
植竹 隼平	内閣官房番号制度推進室室員

【内閣官房情報通信技術（ＩＴ）総合戦略室】

山田 栄子	内閣官房情報通信技術（ＩＴ）総合戦略室参事官
小林 智幸	内閣官房情報通信技術（ＩＴ）総合戦略室参事官補佐
渡部 祐太	内閣官房情報通信技術（ＩＴ）総合戦略室参事官補佐

◎アドバイザー

【総務省】

長岡 丈道	総務省自治行政局住民制度課理事官
吉村 顕	総務省自治行政局市町村課課長補佐
関沢 克実	総務省情報流通行政局情報通信政策課課長補佐
田中 一也	総務省大臣官房秘書課秘書専門官 (前・情報流通行政局情報流通振興課情報流通高度化推進室課長補佐)

◎厚生労働省 CIO 補佐官

伊藤 豪一	CIO 補佐官
尾崎 智晴	CIO 補佐官
根本 直樹	CIO 補佐官
林 泰樹	CIO 補佐官
山本 康	CIO 補佐官

※ ICT 利活用推進チームの事務局は、政策統括官付情報化担当参事官室が務める。

(敬称略、役職は平成 31 年 2 月時点)

参考資料 3 : 用語解説

◎アルファベット

AI

artificial intelligence の略。人工知能。

AI-OCR

AI 技術を取り入れた OCR のこと。AI を導入することで、読み取り精度が向上する。

API

Application Program Interface の略。OS（Operating System：利用者がコンピューターシステムをできるだけ容易に使えるようにするための基本的なソフトウェア）等向けのソフトウェアを開発する際に使用できる命令や関数。また、それらを利用するためのプログラム上の仕様やインターフェース。

CIO

Chief Information Officer の略。日本語では「最高情報責任者」「情報システム担当役員」「情報戦略統括役員」などと訳される。企業や行政機関等といった組織において情報化戦略を立案・実行する責任者のこと。厚生労働省では、情報化統括責任者（CIO）として厚生労働審議官、副情報化統括責任者（副 CIO）としてサイバーセキュリティ・情報化審議官を充てている。

CSV

Comma Separated Value の略。データをカンマで区切って並べたファイル形式であり、テキスト形式で記述でき、汎用性が高いことから、異なるアプリケーションの間でデータを移動する場合などに用いられることが多い。

e-Gov

総務省行政管理局が運営する総合的な行政情報ポータルサイト。

FAQ

Frequently asked questions の略。よくある質問とそれに対する回答をあらかじめまとめた一問一答集。

ICT

Information and communications technology の略。情報通信技術。

IoT

Internet of Things の略。自動車・電化製品など、IT 機器以外の「もの」が、インターネットにより相互に接続されているシステム。物のインターネット。

LGWAN

地方自治体を相互に接続する行政専用のネットワーク。

OCR

Optical Character Recognition の略で、光学式文字読取装置のこと。手書きや印刷された文字を光学的に読みとり、テキストデータに変換する技術。前もって記憶されたパターンに照合することで文字を特定する。

PMO

Portfolio Management Office の略であり、全体管理組織のこと。厚生労働省では、厚生労働省 CIO の下、省内の情報システムに関する調整、企画、実施、評価、予算及び調達等について責任を持って統括するために設置された組織。

RPA

Robotic Process Automation の略。AI 等の技術を用いて、業務効率化・自動処理を行うこと。

Web ブラウザー

Web ページを表示するためのソフトウェア。閲覧ソフト。

◎和文

アクセスコード

年度更新申告書右上にある労働局名の右側に印字されている 8 桁の英数字。

インターフェース

機器や装置が他の機器や装置または人間と交信し、制御を行う接続部分のこと。

インハウス型委託（日本年金機構）

日本年金機構が用意した場所で受託事業者に業務を行わせる委託のこと。

ウェアラブル端末

腕や頭部などの身体に装着して利用する情報端末のこと。

業務改善推進月間

厚生労働省における業務改善に係る取組を推進するため、年に 2 回設定される月間。直近は平成 31 年 1 月。

クラウド

提供するサーバーなどについて意識することなく、ネットワークを通じて様々な場所から利用可能なコンピューターリソース。

クラウド・バイ・デフォルト原則

システム導入に際し、クラウドサービスの活用を前提とする考え方のこと。

国際人材バンク

国際業務について一定の意欲と能力がある職員を把握し、中長期的に育成するための仕組み。

デジタル PMO

マイナンバー制度の運用開始に向け、国・地方自治体・各データ保有機関の連携を図るため、マイナンバー制度に関する情報共有を目的とした電子的なコミュニケーションツール。

橋渡し人材制度

一定以上の業務経験及び必要な研修修了という要件を満たした者が希望する場合にスキル認定が行われる仕組みであり、省内情報部門でスキル認定が行われた場合には、人事課に登録され、ICT 人材の配置に活用できる仕組み。

ビッグデータ

一般的な情報処理技術では扱うのが困難なほど大量で複雑なデータ。

マイナポータル

マイナンバー制度の導入に併せて新たに構築した、国民一人ひとりがアクセスできるポータルサイトのこと。具体的には、自己情報表示機能、情報提供等記録表示機能、プッシュ型サービス、ワンストップサービス等を提供する基盤であり、国民一人ひとりが様々な官民のオンラインサービスを利用できる。

ポータルサイト

インターネット上で、必要な情報を得るために最初にアクセスするような、各種の利便性を備えたサイト。